

こちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 改正案 (新)	こちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 (旧)
<p>第1条～第2条 「略」</p> <p>(補助対象事業及び補助率)</p> <p>第3条 前条に規定する事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率は別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>第4条 「略」</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により通知するものとする。</p> <p>2 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。</p> <p>3 「略」</p> <p>第6条～第12条 「略」</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただしこの要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4項、第8条、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年3月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月19日から施行する。</p> <p><u>附 則 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第2条 「略」</p> <p>(補助対象事業及び補助率)</p> <p>第3条 前条に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助対象経費はマスメディアを通じた広報・宣伝費とし、補助率は、3分の2以内とする。</p> <p>第4条 「略」</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により通知するものとする。</p> <p>2 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。</p> <p>3 「略」</p> <p>第6条～第12条 「略」</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただしこの要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4項、第8条、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年3月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月19日から施行する。</p>

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 改正案 (新)

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 (旧)

別表第1 (第3条関係)

<u>事業区分</u>	<u>補助対象経費</u>	<u>補助率</u>
<u>木材・木造住宅の普及啓発</u>	<u>委託費</u> <u>県広報番組「おはようこうち」内「木と人・出会い館情報」の制作費</u>	<u>2/3以内</u>
<u>県産材利用促進PR</u>	<u>委託費</u> <u>マスメディアによる木材、木造住宅の広報費</u>	
<u>木材利用総合窓口</u>	<u>木材利用総合窓口の人件費（給与、賞与、法定福利費）</u>	<u>2/3以内</u> <u>ただし、補助金額は70万円を上限とする。</u>

新設

こちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 改正案（新）	こちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 （旧）
<p>別表第2（第5条、第9条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</li> <li>2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</li> <li>3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</li> <li>4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</li> <li>5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</li> <li>6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</li> <li>7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</li> <li>8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</li> <li>9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</li> <li>10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</li> </ol> <p>[※以下、省略様式中の元号は、「令和」とする。]</p>	<p>別表（第5条、第9条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</li> <li>2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</li> <li>3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</li> <li>4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</li> <li>5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</li> <li>6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</li> <li>7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</li> <li>8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</li> <li>9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</li> <li>10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</li> </ol>

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 改正案 (新)

第1号様式 「略」

別紙1

事業計画書

事業の内容			
業の効果			
事業実施期間	開始予定 <u>令和</u> 年 月 日 完了予定 <u>令和</u> 年 月 日		
事業区分	事業に要する全経費(円)	補助対象経費(円)	補助金申請額(円)
木材・木造住宅の普及啓発			
県産材利用促進PR			
<u>木材利用総合窓口</u>			
合計			

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 (旧)

第1号様式 「略」

別紙1

事業計画書

事業の内容			
事業の効果			
事業実施期間	開始予定 <u>平成</u> 年 月 日 完了予定 <u>平成</u> 年 月 日		
事業区分	事業に要する全経費(円)	補助対象経費(円)	補助金申請額(円)
木材・木造住宅の普及啓発事業			
県産材利用促進PR事業			
合計			

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 改正案（新）

別紙2

収支予算書

(単位：円)

(1) 収入

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
合 計		

(2) 支出

(単位：円)

事業区分	金 額	算 出 基 礎
木材・木造住宅 の普及啓発		(注) 見積書を添えてください。
県産材利用促進 PR		
<u>木材利用総合窓口</u>		
合 計		

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 (旧)

別紙2

収支予算書

(単位：円)

(1) 収入

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
合 計		

(2) 支出

(単位：円)

事業区分	金 額	算 出 基 礎
木材・木造住宅 の普及啓発事業		(注) 見積書を添えてください。
県産材利用促進 PR事業		
合 計		

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 改正案（新）

第2号から第3号様式 「略」

別紙3

変更事業計画書

変更内容			
事業の実施期間		変更前	変更後
	開始日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	完了予定	令和 年 月 日	令和 年 月 日
事業区分	事業に要する全経費（円）	補助対象経費（円）	補助金申請額（円）
木材・木造住宅の普及啓発			
県産材利用促進PR			
木材利用総合窓口			
合計			

（注）変更前を上段に変更後を下段に記入してください。

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 （旧）

第2号から第3号様式 「略」

別紙3

変更事業計画書

変更内容			
事業の実施期間		変更前	変更後
	開始日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	完了予定	平成 年 月 日	平成 年 月 日
事業区分	事業に要する全経費（円）	補助対象経費（円）	補助金申請額（円）
木材・木造住宅の普及啓発事業			
県産材利用促進PR事業			
合計			

（注）変更前を上段に変更後を下段に記入してください。

こちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 改正案 (新)

別紙4

変更収支予算書

(1) 収入 (単位:円)

区分	予算額	備考
県補助金	.....	
	.....	
	.....	
合計	.....	

(注) 変更前を上段に変更後を下段に記入してください。

(2) 支出 (単位:円)

事業区分	金額	算出基礎 (変更後)
木材・木造住宅の普及啓発	.....	
県産材利用促進PR	.....	
<u>木材利用総合窓口</u>	.....	
合計	.....	

(注) 変更前を上段に変更後を下段に記入してください。

第4号～第5号様式 「略」

こちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 (旧)

別紙4

変更収支予算書

(1) 収入 (単位:円)

区分	予算額	備考
県補助金	.....	
	.....	
	.....	
合計	.....	

(注) 変更前を上段に変更後を下段に記入してください。

(2) 支出 (単位:円)

事業区分	金額	算出基礎 (変更後)
木材・木造住宅の普及啓発事業	.....	
県産材利用促進PR事業	.....	
合計	.....	

(注) 変更前を上段に変更後を下段に記入してください。

第4号～第5号様式 「略」

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 改正案 (新)

別紙 5

こうちの木の住まい普及推進事業実績書

事業の成果及び 検証	(注) 事業計画 (別紙 1) に対する成果及び検証結果を記入してください。		
事業の実施期間	開始日 <u>令和</u> 年 月 日 完了日 <u>令和</u> 年 月 日		
事業区分	事業に要する全経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金申請額 (円)
木材・木造住宅 の普及啓発			
県産材利用促進 PR			
<u>木材利用総合 窓口</u>			
合 計			

(注) 事業区分ごとの実施状況に関する書類を添えてください。

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 (旧)

別紙 5

こうちの木の住まい普及推進事業実績書

事業の成果及び 検証	(注) 事業計画 (別紙 1) に対する成果及び検証結果を記入してください。		
事業の実施期間	開始日 <u>平成</u> 年 月 日 完了日 <u>平成</u> 年 月 日		
事業区分	事業に要する全経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金申請額 (円)
木材・木造住宅 の普及啓発事業			
県産材利用促進 PR事業			
合 計			

(注) 事業区分ごとの実施状況に関する書類を添えてください。



こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 改正案 (新)

別紙6

収支精算書

(1) 収入 (単位:円)

区分	予算額	精算額	差引き増減額	備考
県補助金				
合計				

(2) 支出明細 (単位:円)

事業区分	予算額	精算額	差引き増減額	精算額算出基礎
木材・木造住宅の普及啓発				
県産材利用促進PR				
<a href="#">木材利用総合窓口</a>				
合計				

(3) 県補助金精算 (単位:円)

補助金交付決定額	精算事業費総額	補助率	精算補助金額
		2/3以内	

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 (旧)

別紙6

収支精算書

(1) 収入 (単位:円)

区分	予算額	精算額	差引き増減額	備考
県補助金				
合計				

(2) 支出明細 (単位:円)

事業区分	予算額	精算額	差引き増減額	精算額算出基礎
木材・木造住宅の普及啓発事業				
県産材利用促進PR事業				
合計				

(3) 県補助金精算 (単位:円)

補助金交付決定額	精算事業費総額	補助率	精算補助金額
		2/3以内	